

令和6年度旭川市農業委員会11回総会議事録

- 1 開催日 令和7年2月25日(火曜日)
- 2 開催時間 午後1時35分開会 午後2時5分開会
※議案書の一部の修正作業により、5分遅れて開会した。
- 3 開催場所 旭川市総合庁舎7階 大会議室C
- 4 出席委員 25名

1番 橋本 幸博	2番 北原 浩美	3番 松原 朗	4番 吉田 豪人
5番 市田 敏行	6番 佐藤 絢也	7番 佐藤 慎二	8番 川上 和幸
9番 小出 範之	10番 中島 張	11番 湯浅 光二	12番 楠 栄
14番 石尾 卓也	15番 只石 博幸	16番 柿木 和恵	17番 廣田 健太郎
18番 廣瀬 康行	19番 小竹 一茂	20番 山中 泰典	21番 千代 圭
22番 佐藤 博則	23番 鈴木 剛	24番 高橋 一政	26番 山田 孝
27番 滝川 岳雪			
- 5 欠席委員 13番 請川 幹恭 25番 前田 靖雄
- 6 事務局職員 太田事務局長 有馬事務局次長 栗山副主幹
西村副主幹 稲場主査 川原主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 18番 廣瀬 康行 19番 小竹 一茂
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (3) 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づく意見について
 - (4) 議案第4号 旭川農業振興地域整備計画について
 - (5) 議案第5号 現地目証明願について(審議)
 - (6) 議案第6号 旭川市農業委員会規則の一部を改正する規則の制定について
 - (7) 報告第1号 あっせん候補者の登録について
 - (8) 報告第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
 - (9) 報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (10) 報告第4号 農地所有適格法人の報告について
 - (11) 報告第5号 農地法第18条の規定による通知について
 - (12) 報告第6号 現地目証明願について(専決)

10 議事

○議長（山田 孝） ただ今から、令和6年度旭川市農業委員会第11回総会を開会いたします。
本日の出席委員数は25名でございます。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。

欠席委員等の詳細につきまして、事務局から報告いたします。

○事務局（有馬次長） 事務局。

御報告申し上げます。本日の総会に、13番請川委員、25番前田委員から、欠席する旨の届出がございました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議席番号18番廣瀬委員、19番小竹委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。

○議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。

日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。

日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案書の該当ページは1ページないし4ページでございます。

御審議いただきますのは、所有権移転が6件、使用貸借権の設定が1件の合計7件です。

地区の内訳ですが、所有権移転は永山地区が1件、江神地区が3件、東旭川地区が2件、使用貸借権の設定は西神楽地区が1件となっております。

番号1番、4番及び6番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。

番号2番、3番及び5番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営規模拡大を図る案件でございます。

番号7番につきましては、貸主が経営移譲するため、後継者である借主に所有する農地を無償で貸し付ける案件でございます。

いずれも、議案補足資料1ページないし7ページの農地法第3条調査書のどおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上でございます。

○議 長（山田 孝） それでは、議案第1号について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議 長（山田 孝） 続きまして、日程第2議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任） 事務局。
日程第2議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案書の該当ページは5ページないし51ページでございます。
所有権移転の11件は東鷹栖地区8件、西神楽地区2件、東旭川地区1件、利用権設定の110件は東鷹栖地区15件、永山地区40件、江神地区1件、西神楽地区14件、東旭川地区40件となっております。
面積は所有権移転が26.2ha、利用権設定が215.5ha、
合計241.7haでございます。
以上でございます。

○議 長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、旭川市農業委員会規則第12条の議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。
所有権移転の番号8番につきましては、中島委員に関係がありますので、一時退席をお願いします。

○委 員（中島 張） （中島委員 退席）

○議 長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任） 事務局。
議案書の9ページ、所有権移転の番号8番は農地移動適正化あっせん事業による売買でございます。
以上でございます。

○議 長（山田 孝） それでは、所有権移転の番号8番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委 員 (意見なし。)

○議 長 (山田 孝) それでは、所有権移転の番号８番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委 員 (中島 張) (中島委員 着席)

○議 長 (山田 孝) 中島委員が関係する案件について、決定をいたしました。
続きまして、利用権設定の番号６８番につきましては、小出委員に関係がありますので、一時退席をお願いいたします。

○委 員 (小出 範之) (小出委員 退席)

○議 長 (山田 孝) それでは、事務局から説明いたします。

○事務局 (川原主任) 事務局。
議案書の３５ページ、利用権設定の番号６８番は、農地保有合理化事業による貸付でございます。
以上でございます。

○議 長 (山田 孝) それでは、利用権設定の番号６８番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委 員 (意見なし。)

○議 長 (山田 孝) それでは、利用権設定の番号６８番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委 員 (小出 範之) (小出委員 着席)

○議 長 (山田 孝) 小出委員が関係する案件について、決定をいたしました。
続きまして、利用権設定の番号１０３番につきましては、佐藤絢也委員に関係がありますので、一時退席をお願いいたします。

○委 員 (佐藤 絢也) (佐藤絢也委員 退席)

○議 長 (山田 孝) それでは、事務局から説明いたします。

○事務局 (川原主任) 事務局。
議案書の４８ページ、利用権設定の番号１０３番は、期間満了による再設定でございます。
以上でございます。

○議 長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号１０３番について審議願います
御意見、御質問はございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号１０３番について異議なしと認め、計画を決定
いたします。

○委 員（佐藤 絢也） （佐藤絢也委員 着席）

○議 長（山田 孝） 佐藤絢也委員が関係する案件について、決定をいたしました。
引き続き、他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任） 事務局。
議案書の２０ページ番号２８番及び議案書３４ページ番号６５番につい
て、借主の経営面積の記載に誤りがありましたので、口頭で訂正させていた
だきます。

まず、２０ページ番号２８番についてですが、借主の経営面積、一番上の
経営地が４１８、４４３．７９になります。次に自作面積ですが
１６、９０８．００、次に借入面積ですが４０１、５３５．７９、貸付につい
ては０でございます。

続きまして議案書３４ページ番号６５番です。借主の経営面積、経営地が
９０９、５７８．００、自作地が４３８、５１２．００、借入地が
４７１、０６６．００でございます。

誤りが有り、申し訳ございませんでした。差し替えの議案については、後
日作成してお送りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、議事の説明に入らせていただきます。

所有権移転の１１件のうち、議事参与制限の１件を除いた１０件は全件が
農地移動適正化あっせん事業による売買、利用権設定の１１０件のうち、議
事参与制限の２件を除いた１０８件は、期間満了による再設定が８６件、借
主変更が１５件、解約再設定が１件、稼働力不足を理由とした新規貸付が６
件となっております。

以上でございます。

○議 長（山田 孝） それでは、ただいま事務局から説明のありました議事参与制限の３件を除い
た１１８件について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、所有権移転の1番ないし7番、9番ないし11番、利用権設定の番号1番ないし67番、69番ないし102番、104番ないし110番について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第3議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づく意見について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（栗山副主幹） 事務局。

日程第3議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づく意見について」を御説明いたします。議案の該当ページは53ページないし55ページでございます。

農地中間管理機構である北海道農業公社と旭川市における農地中間管理事業にかかる業務委託契約に基づき、農業委員会の意見を付して農用地利用集積等促進計画案を北海道農業公社に提出するものです。

番号1番ないし3番はその農地の所有者等を確知できない、いわゆる所有者不明農地として、令和6年度第4回総会において、北海道農業公社に通知することを決定したものです。令和7年1月10日付け北海道知事の裁定により、令和7年2月3日から10年間、北海道農業公社に利用権が設定されたため、北海道農業公社に通知していた借受予定者に貸し付けを行うものです。

番号4番及び5番は現に中間管理事業で賃貸借をしている案件について、期間が満了することから、当事者の希望により、中間管理事業で賃貸借を更新するものです。

いずれの案件も議決後、農業委員会の意見を付して促進計画案等を北海農業公社に提出し、北海道が認可公告を行う予定となりますが、中間管理事業の賃貸借更新案件2件については、北海道農業公社の都合で年度内の事務処理が困難と言われております。この場合、地域計画を策定後の来年度において、改めて総会の議決を得たうえで、旭川市が認可公告を行うこととなります。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第3号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第3号について「異議なし」と認め、計画案を北海道農業公社に提出することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第4議案第4号「旭川農業振興地域整備計画について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。

日程第4議案第4号「旭川農業振興地域整備計画について」を御説明いたします。議案書の該当ページは57ページないし61ページ、補足資料の該当ページは8ページないし37ページでございます。

市町村が行う農業振興地域整備計画の変更につきましては、農業委員会が市町村整備計画の推進における農地の流動化や農地の利用関係の調整等に重要な役割を担っていることから、農業振興地域の整備に関する施行規則第3条の2の規定に基づいて、旭川市長から意見を求められているものでございます。

それでは議案の説明に入らせていただきます。

農用地利用計画につきまして4件の変更案となっております。

番号1番ないし3番につきましては、今後、農地移動適正化あっせん事業による売買が見込まれていることから、農用地区域への編入となる案件でございます。

番号4番につきましては、国営かんがい排水事業によるダム及び用水路の更新整備を行う計画であるため、農用地区域への編入または用途区分の変更となる案件でございます。

なお、議案に記載されています現況地目は農業振興地域の整備に関する法律に基づいたものであり、農地法の現況主義に基づいた農地台帳上の現況地目とは異なるものであります。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について審議願います。

御意見・御質問等ございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について「異議なし」と認め、計画の変更案が妥当である旨を旭川市長に回答することに決定をいたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第5議案第5号「現地目証明願について（審議）」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。

日程第5議案第5号「現地目証明願について（審議）」を御説明いたします。議案書の該当ページは63ページ及び64ページでございます。

江神地区で4件の願出がありました。

願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、積雪はありませんが、樹木が繁茂し山林の一部となっていることから、現況は願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第5号について審議願います。
御意見・御質問等ございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第5号について「異議なし」と認め、議案のとおりとし、証明することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第6議案第6号「旭川市農業委員会規則の一部を改正する規則の制定(せいてい)について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。

日程第6議案第6号「旭川市農業委員会規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明いたします。該当ページは、議案書が65ページ、議案補足資料が38ページないし41ページでございます。

本件は、農業経営基盤強化促進法の改正により、来年度から農地の権利設定が農用地利用集積等促進計画を中心に行われることに伴う対応のほか、総会議事録公表の根拠法令の明記等を行おうとするものです。

議案補足資料39ページを御覧ください。

1つ目の改正は第5条第3項で、農地の権利設定が農用地利用集積等促進計画を中心に行うこととなり、総会までの事務処理にかかる時間が長くなるため、各種申請等の締切日を「毎月10日」から「毎月1日」に変更しようとするものです。

2つ目の改正は第5条第3項第2号で、これまでは農用地利用集積計画策定に係る申出について規定していましたが、同計画が廃止されることに伴い、同号を削除しようとするものです。

なお、農用地利用集積計画の廃止後は、北海道農業公社との受委託契約等に基づき、農業委員会が農用地利用集積等促進計画案を作成し、総会の議決を得たうえで北海道農業公社に提出することとなります。

この際、当事者に求める関係資料の提出及び計画案に対する同意を意味する計画案への押印については、当事者から申請等を受理するものではないため第5条第3項の各号に併記することが不適當であるものの、総会議案提出に係る準備期間は必要であることから、会長までの起案処理のうえ、第5条第3項第3号の“その他会長が別に定めるもの。”を適用し、毎月1日までに関係書類の

提出、押印がなされた案件を当該月開催の総会に付議する予定です。

3つ目の改正は、議案補足資料4 1 ページの第16条第2項を御覧ください。

総会議事録の公表は、農業委員会等に関する法律第33条及び同法施行規則第14条で規定されておりますので、そのことを明記いたします。

また、同施行規則同条で公表の方法について「～インターネットの利用その他～」とあることから、これまでの「縦覧」は削除いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、議案第6号について御審議願います。

御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第6号について「異議なし」と認め、決定いたします。

○議長（山田 孝） 引き続き、報告案件について進めてまいります。
日程第7報告第1号「あっせん候補者の登録について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（有馬次長） 事務局。
日程第7報告第1号「あっせん候補者の登録について」を御説明いたします。議案書の該当ページは67ページでございます。
本件につきましては、東鷹栖地区で2件、西神楽地区で2件、東旭川地区で1件の申出があり、議案書にあります名簿登録年月日の日付で登録を行いました。
これらにつきまして、旭川市農業委員会会長専決規程第2条に基づき、会長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第1号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第8報告第2号「引き続き農業を行っている旨の証明願について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。

日程第8報告第2号「引き続き農業を行っている旨の証明願について」を御説明いたします。議案書の該当ページは69ページでございます。

「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」は、農地の生前一括贈与により贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収の猶予を受けている者が、3年ごとに所管の税務署及び北海道へ「納税猶予の継続届出書」等を提出する際に添付するもので、納税猶予等を受けている者が当該農地で農業経営を行っていることを証明するものでございます。

本件につきましては、1名の証明願があり、適格であるものとして旭川市農業委員会会長専決規程第2条第1項第6号に基づき会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第2号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第9報告第3号「農地法第3条の3の規定による届出について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任） 事務局。

日程第9報告第3号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。議案書の71ページないし74ページでございます。

本件につきましては、報告対象期間中に9件の届出があり、届出の内容は、全件が相続による所有権の移転でございました。

なお、地区ごとの内訳につきましては、永山地区1件、江神地区1件、東旭川地区7件となっております。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第3号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第10報告第4号「農地所有適格法人の報告について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。

日程第10報告第4号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。議案書の該当ページは75ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に1件の法人から報告書の提出がありました。

この法人につきまして、補足資料42ページの「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認いたしました。

これにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第4号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第11報告第5号「農地法第18条の規定による通知について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。

日程第11報告第5号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案書の該当ページは77ページないし86ページでございます。

本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区で8件、永山地区で7件、江神地区で1件、西神楽地区で4件、東旭川地区で2件、合計で22件ございました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委 員 (意見なし。)

○議 長 (山田 孝) それでは、報告第5号を終わります。

○議 長 (山田 孝) 次に、日程第12報告第6号「現地目証明願について(専決)」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局 (西村副主幹) 事務局。

日程第12報告第6号「現地目証明願について(専決)」を御説明いたします。
議案書の該当ページは87ページでございます。

本件は、報告対象期間中に、市街化区域内の土地における現地目証明の願出が1件あり、事務局で確認しましたところ、現況は全て農採地以外でありました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第3号及び現地目証明事務処理要領第12条に基づき、事務局長専決により証明書を発行したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議 長 (山田 孝) ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委 員 (意見なし。)

○議 長 (山田 孝) それでは、報告第6号を終わります。

○議 長 (山田 孝) 以上で、本日の提出案件審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年度旭川市農業委員会第11回総会を閉会いたします。

以上のとおり会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

署名委員 廣瀬 康行

署名委員 小竹 一茂